

令和6年2月13日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会

委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和6年第1回魚沼市議会定例会について
(2) 令和6年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) その他

- 2 調査の経過 2月13日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和6年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和6年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和6年第1回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和6年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) その他

2 日 時 令和6年2月13日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和6年第1回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和6年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)
付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配布の事件一覧のとおりであります。詳細に
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

事件番号1番 令和5年度魚沼市一般会計補正予算第8号についてであります。当該補
正予算の概要であります。歳入歳出予算の補正と地方債限度額の補正のほか、事業の進
捗に合わせた継続費の補正及び繰越明許費の設定、並びに令和6年度実施事業の前倒し分
に係る債務負担行為の追加をお願いすることとしております。

このうち、歳入歳出予算の補正につきましては、年度末までの予算執行において不用残

が見込まれるものに係る減額分が中心となっておりますが、このほかに増額補正分といたしましては、主なものとして、①戸籍附票システム等の新たな機能の追加に係る改修費として230万円を追加することとしているほか、②生活扶助事業における医療費増額分として1,451万円、③子ども医療費助成事業における医療費増額に伴う追加分として1,870万円、④農業用肥料等高騰対策支援事業における実績見込による追加分として900万円、⑤舟山地区土地改良事業補修工事で300万円、⑥国の補正予算に係る県営農業農村事業負担金における追加分として8,520万円、⑦同じく国の補正予算に伴う前倒し発注分として消融雪施設工事で9,580万円、⑧同じく国の補正予算に伴う橋梁等長寿命化事業における追加分として4,000万円、⑨内水対策事業における実績見込による追加分として660万円、⑩障害者自立支援給付費の精算による国庫返納分として1,805万円の追加などであり、以上に係る予算の補正を予定しており、これら一連の追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第8号補正予算としてお願いするものであります。

なお、補正額につきましては、減額分・増額分の差引で、歳入歳出それぞれ約6億7,600万円ほどの減額補正を現時点では見積っております。

なお、今回の補正予算の財源としては、国庫支出金の補正予算分に係る社会資本整備総合交付金のほか、財産等売払収入、個人市民税、固定資産税及び普通交付税などの増額分、また、国補正に伴う前倒し事業の補助裏に充てる市債などを充当するとともに、一般財源の減額分を財政調整基金で調整する内容としております。

事件番号2番 令和5年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第3号につきましては、事業勘定分におきまして、被保険者の療養給付費及び高額療養費を追加するほか、直営診療所施設勘定会計及び病院事業会計のそれぞれに対する特別調整交付金分の繰出金の追加などに係る予算の補正を予定しており、補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,600万円ほどの増額補正を現時点では見積っております。一方の直診勘定分におきましては、歳入歳出の補正増減はございませんが、財源内訳の変更を行うこととしております。これら一連の追加・減額とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第3号補正予算としてお願いするものであります。

事件番号3番 令和5年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましては、保険料の確定見込による広域連合納付金の追加分に、広域連合共通経費に係る負担金や健診事業費の確定による減額分を差し引いて、歳入歳出それぞれ110万円の減額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号4番 令和5年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算第2号につきましては、水の郷工業団地において分譲区画の売却に至らなかったことから、売却収入の減額とともに造成工事費及び一般会計への償還金を減額することとして、歳入歳出それぞれ3億7,600万円ほどの減額補正を現時点では見積っております。

事件番号5番 令和5年度魚沼市ガス事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はありませんが、小出・堀之内連絡管整備関連ガス導管布設替工事の実施について、令和6年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

事件番号6番 令和5年度魚沼市水道事業会計補正予算第2号につきましても、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はありませんが、小出・堀

之内連絡管整備関連水道管布設替工事及び和田原1号線水道管布設替工事の実施について、令和6年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

事件番号7番 令和5年度魚沼市下水道事業会計補正予算第2号につきましては、収益的収入及び支出における金額の増減はありませんが、資本的収入におきまして、国の補正予算による前倒し事業に対する国庫補助金及び補助裏に充てる下水道事業債を合わせた500万円を追加するとともに、資本的支出におきまして国の補正予算による前倒し事業として穴沢・横根地区統合下水道管渠接続工事分として500万円を追加し、併せて、県道大石吉水線下水道管渠移設工事の実施について、令和6年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算としてお願いするものであります。

事件番号8番から事件番号16号までの9件につきましては、令和6年度の当初予算に関するもので、一般会計のほか、4つの特別会計と4つの企業会計を合わせた9つの会計予算の審議をお願いするものであります。

事件番号17番 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、用語の追加表記を行うこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号18番 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては、魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号19番 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましても、魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給与月額を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号20番 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴う勤勉手当の新設、及び正職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料表を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号21番 魚沼市火災予防条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、手数料の額を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号22番 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団員の定員を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号23番 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、魚沼地域医師会連絡協議会の定める学校医報酬の改定に基づき、学校医の報酬額の一部を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号24番 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和6年度以後の国民健康保険税の賦課税率等を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号25番 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正につきましては、医療専門職の確保に係る対象及び適用範囲を拡大することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号26番 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正につきましても、医療専門

職の確保に係る対象及び適用範囲を拡大することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 27 番 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、基準とする省令の改正に基づき、文言表記の変更を含めた規定の追加等、所要の改正を行うものであります。

事件番号 28 番 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、基準とする省令の改正に基づき、文言表記の変更を含めた規定の追加等、所要の改正を行うものであります。

事件番号 29 番 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましても、基準とする省令の改正に基づき、文言表記の変更を含めた規定の追加等、所要の改正を行うものであります。

事件番号 30 番 魚沼市介護保険条例の一部改正につきましては、第 9 期介護保険事業計画に基づき、計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料等を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 31 番 魚沼市診療所条例の一部改正につきましては、守門診療所の施設内の一部をテナントとして使用できるように、所要の改正を行うものであります。

事件番号 32 番 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備につきましては、本市の債権に係る督促手数料を廃止することとして、督促手数料を規定している条例及び魚沼市債権管理条例において当該事項について削除するなど、関係条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号 33 番 魚沼市温泉施設等条例の一部改正につきましては、寿和温泉に係る関連施設の整理統合を行うこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 34 番 魚沼市道路占有料徴収条例の一部改正につきましては、準用する新潟県道路占有料徴収条例の改正に併せて、市道に係る占有料を見直すこととして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 35 番 魚沼市営住宅条例の一部改正につきましては、市営大白川住宅を用途廃止することとして、所要の改正を行うものであります。

事件番号 36 番 魚沼市都市公園条例の一部改正につきましては、小出公園の管理棟の一部を新たに有料施設として貸し出すようにするため、所要の改正を行うものであります。

事件番号 37 番 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

事件番号 38 番 財産の取得につきましては、建設中の生涯学習センターに設置しようとするハンドル式移動書棚の予定価格が 2,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

事件番号 39 番 市有財産の貸付けにつきましては、堀之内地内の市有地を、地元商店街の駐車場用地として従前に引き続き関係団体に無償で貸し付けるにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いしたいとするものであります。

事件番号 40 番 指定管理者の指定につきましては、新たに指定管理者制度を導入する魚沼市特別養護老人ホーム鮎の里において、その管理を行わせる指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会議決をお願いしたいとするものであります。

事件番号 41 番 市道路線の認定につきましては、堀之内地内の延長 100m の道路を稲荷 20 号線として新たに認定をいただきたく、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いしたいとするものであります。

事件番号 42 番 教育委員会教育長の任命につきましては、教育長の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、令和 6 年 4 月 1 日からの教育長を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1 件追加でお願いしたい事件がございます。事件番号 1 番 寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては現在、発注手続を進めているところでありますが、当該工事の予定価格が地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく、議決事案の該当となることが見込まれております。しかしながら、入札予定期日が本会議会期中の 3 月 21 日としており、仮契約手続とともに議案が初日の提案に間に合わないことから、追加での提案をお願いしたいとするものであります。付議事件に関する説明につきましては以上でございます。

本田委員長 説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和 6 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長 それでは、ただいまの議長受付・提出事件について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和 6 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のと通りの取扱いとすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとします。

本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

(2) 令和6年度魚沼市各会計予算の審査について

本田委員長 日程第2、令和6年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「令和6年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」について説明)
本田委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。審査方法については、令和6年度魚沼市会計予算の審査について(案)のとおりとし、令和6年度会計予算審査の方法につきましては、議会事務局長の資料説明のとおり、予算審査特別委員会を設置して審議することとし、質疑については通告制として、通告期限を2月27日火曜日、正午とすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:32)

(休憩中に予算審査特別委員会委員長等の互選について協議)

再 開 (10:33)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(3) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思えます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

(4) その他

本田委員長 日程第4、その他についてを議題とします。その他、皆さんから協議事項等は

ありませんか。(なし) 執行部からありませんか。(なし) それでは、私から2点提案及び報告させていただきます。

1点目ですが、オンライン会議の在り方について、今後考えていただきたいと思います。特に委員会ですが、将来的には、議員が、様々な事象で出席できなくなるケースもあろうかと思います。そのような場合にどのように対応したらよいかということ、今後の協議事項とさせていただきたいと思っています。今日は投げかけるだけにさせていただきます。もう1点は議員の勉強会についてです。債権についてわからないというご意見がありましたので、勉強会を予定させていただきます。

本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉 会 (10:40)